

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約（以下「外部監査契約」という。）に基づく監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第2条 市と法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人（以下「包括外部監査人」という。）は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 市が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 市が出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 市が受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(個別外部監査契約に基づく監査)

第3条 市民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 市議会は、法第98条第2項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 3 市長は、法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 4 市長は、前条各号に掲げるものについての法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 5 市民は、法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

(個別外部監査に関する市議会への付議)

第4条 市長は、前条第1項の個別外部監査の求めがあったときは、監査委員から通知のあった日から20日以内に市議会を招集し、監査委員の意見を付けて、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、市議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

- 2 前条第3項及び第4項の個別外部監査の求めがあったときは、監査委員の意見を付けて、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、市議会に付議しなければならない。

(外部監査契約の締結に当たっての市議会の議決)

第5条 市長は、外部監査契約を締結しようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、市議会の議決を経なければならない。

- 2 市長が、個別外部監査契約を包括外部監査人と締結するときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 市長は、前項の規定により個別外部監査契約を締結したときは、その旨を市議会に報告しなければならない。

(市議会による説明の要求又は意見の陳述)

第6条 市議会は、法第252条の30第1項に規定する外部監査人（以下「外部監査人」という。）の監

査に関し必要があると認めるときは、外部監査人又は外部監査人であった者の説明を求めることができる。

2 市議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人に対し意見を述べることができる。

(監査の結果に関する市議会への報告)

第7条 包括外部監査人及び第3条第1項から第4項までに係る個別外部監査人は、監査の結果に関する報告を決定し、これを市議会に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月22日条例第32号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。